

米国初等教育制度史研究 Ⅱ

——ヴァージニア州における公立無月謝学校の発展——

鳥取女子短期大学 中 嶋 邦 彦

A Historical Study of the Public Elementary School system in U.S.A.(II)

- On the development of the free public school in Virginia -

Kunihiko NAKASHIMA

Tottori Women's Junior College

The purpose of my study is to investigate the factors in the forming of the public elementary school systems in U.S.A.

In America, the organizations of education have been different for each state since the Colonial Period. There, too, have been various traditions of education which can be divided into two traditions, Collectivism and Philanthropy.

In my last dissertation, I inquired about the case of New York State which was the model of Collectivism. This time, I intend to examine the processes of building up the free public school laws in Virginia which represents the Philanthropic Tradition.

The content of the paper is as follows;

- I. The particular conditions of Southern Areas in economics and religion.
- II. The significance of Thomas Jefferson's Bill for the More General Diffusion of Knowledge in 1779.
- III. The Act of 1810 and the establishment of educational funds.
- IV. The passing of three permissive school acts.

In conclusion, in spite of their efforts forming a free public school system in Virginia was futile by the Civil War. This was because the Philanthropic Traditions obstructed a public-supported and public-controlled educational system.

【はじめに】

本稿の目的は、米国における初等教育制度が、公教育として成立する過程において、いかなる背景のもとに、いかなる要因によって影響を受けつつ発展したかを、特にヴァージニア州を中心として、歴史的に考察しその特徴を明らかにすることにある。

教育に対する維持 (support) の形、言い換えれば、民衆が教育に対してどのように考え、どのようにサポートしていくかについては、大別すれば、集団的伝統 (Collectivism Tradition) と博愛的伝統 (Philanthropy Tradition) になる、とクレミン (L. A. Cremin) も指摘している。^(注1)

即ち、教育を集団的な公共事業として、共通のものとしてとらえるタイプと、教育は本質的には私的個人的なものであり、独力で教育を与えられない貧困な家庭に対して、博愛の精神で社会が責任を持つタイプの2つである。

本紀要第3号において、ニューヨーク州のを取り上げ、集団的伝統のもとでの公教育制度の成立について考察したので、今回は博愛的慈善的伝統が根をおろした米国南部地方、とりわけその代表であるヴァージニア州において、公教育制度が、当時の社会的経済的および宗教的背景によって、どのような影響を受けたかについて考察してみたい。

【I】 南部地方の状況

米国の公教育が急激に発展した18世紀の後半から19世紀の初期において、明らかに南部は他の地方と性格を異にしていた。その主たる相違点は、経済的体系と宗教的背景であった。

(1) 経済的体系について

17世紀においては、南部の経済体系および階級差別は、北部のそれらとそう違いはなかったようであるが、17世紀末には南部における経済的状況は、上層階級と下層階級との間がかなり明確になり、その格差も一層拡大する傾向をみせるようになってきた。

その原因は、土地政策によって、広大な土地所有の形態がとられるようになったからである。即ち、自己負担で支払い可能なものは、第一の権利として50エーカーの自由地を得ることができ、もし同行人を連れて来ることができれば、あと50エーカーも手に入れることができた。また年期奉公人は、契約した期間がきれると、小作人になることができ、さらに西方の地に自分自身の土地を得ることもできたのである。^(注2) ちなみに初期の南部への移住者の多くは、イギリスでは小農であったということである。

こうして南部における大農園制度は、その独特のパターンを形成されてきたが、さらに南部らしさに一層拍車をかけたものは、黒人奴隷の輸入が活発になったことである。この結果18世紀の後半には綿花やタバコを中心とする農園制度、即ちプランテーションシステムが形成され、南部における生活のすべてを支配していたといつてよい。更に重要なことは、このプランテーションシステムが階級組織の構成をも決定したことである。少数のエリートとしての地主階級を頂点とし、底辺に多数の労働者で構成されたピラミッド型の組織であった。

この地主階級のほとんどが英国出身であったから、従って彼らが英国の伝統を持ち込み、また常に英国の貴族社会を念頭においていたことは容易に想像される。それ故教育についても、英国的な教育体系、

即ち、上流階級においては教育は私的個人的な性格を持ち、貧しく自分の力で教育を受けられない人々に対してのみ、Poor Law でみられたように、公的であるという考え方を持っていた。これがまさしく博愛的伝統が南部において流布された主たる原因である。

また、このピラミッド型の機構の中に、いわゆる中産階級、即ち商人や知的職業人が欠除していたことも、南部の教育の独自性を創り上げた理由である。なぜなら、マサチューセッツ州などの北東部において、公教育の普及に奔走したのは、まさしく彼らであったからである。南部においては、地主自身が商人であり、弁護士や医師などの専門的職業人であったために、北東部においてみられたような、中産階級による商業的経済的拡大、それに伴う民主主義の概念が普及する機会もないまま、南部はまさに『停止したままの社会』^(注3)であり、従って古典的な共和主義の概念から抜け出せず、北東部のニューイングランド地方において進展していたような、新しい民主主義の概念を導入することは巧妙に回避されていた。例えば北部における工業の発展に伴う労資双方からの教育論争や、政治的民主主義を押し進めるための教育の普及活動などは、地方分権化されたプランテーションシステムによって、その必要を認めなかったのである。経営者であるランドルフ(John Randolph)は「私は貴族である。それ故私は自由は愛するが、平等は嫌いだ。」^(注4)とっている。

また、北東部において教育の普及に影響を与えた、移民をアメリカナイズするための教育体制の必要も、南部にあってはほとんど受け入れなかったために、その必要もなかった。そのため、ヨーロッパの社会主義の影響もほとんど経験しなかったし、たとえそうした芽が導入されかかっても、速やかに踏みつぶされ、全体としての社会は変化しないままであった。

こうした傾向は南北戦争によって南部の経済体系が崩壊するまで維持されたのである。

(2) 宗教的背景

一方、宗教的背景も、南部と他の地方ではかなりの差異が認められる。即ち、ピューリタンが、カルヴィンの神聖国家を再現しようとしてニューイングランド地方に定着した北東部と、イングランド教会の人々が定着した南部とでは、自らその宗教的伝統に基づく教育の考え方が異なるのは当然であろう。

ニューイングランドのピューリタンは、組合教会派(local congregation)を設立し、監督(bishop)による宗教統制に反逆してきた。そのため早くから一般信者にカルヴィニストの宗教的主張を普及することに熱心であり、必然的にバイブルの読解力をつけるための教育を求めたのである。これによって植民地全域にわたる同一の学校体系を確立する方向に当初から着目し、それを実行するために植民地の広範な問題を処理する唯一の代表機関、即ち立法府にそれを委任している。その結果、教育そのものが、教会の機関から市民政府に移管され、集团的公共的性格を持つことにおいて、何らの疑問を持つことなく進んでいくことになったのである。

一方、南部においては、英国におけるイングランド教会の方式がそのまま移入された。英国での教会統制の監督制度は、教会問題を解決するためのほとんど完全な権限が、国王と議会の最終的権限にのみ従属する主教の手中におかれていた。1603年のイングランド教会法典によると、公立・私立学校を指導する権限は主教の手中におかれ、彼に、自己の管轄区のすべての教師を承認する権利が与えられていた。^(注5)即ち英国においては、イングランド教会に学校を統制指導する権利が与えられていたのであり、このパターンがそのまま米国の南部植民地に移入されたのである。

従って南部における教育の形態は、英国の救貧法と徒弟制度の様式にならって、教育に関する施行権

限を教義会議と教会の執事 (wardens) で構成された教区当局に委任する形を取っていた。教区の役員がその機能を執行しない場合には、郡議会 (country courts) に委任することになっていた。しかしながら教義会議の主な役目は、孤児や貧民の子弟が妥当な年季奉公をさせられ、商売を教えられたかを監視するというものであった。

例えば、ヴァージニアでは、特別孤児裁判所が設置され、主人と徒弟とを調査して年季奉公の約束が遂行されたかどうかを審議し、違犯の提訴について裁定がなされていた。貧困のために子どもを養育できない親や、子どもに仕事を覚えさせたいと望む親は、この裁判所で契約を結び、親方が契約通りに遂行しない場合、訴えることができた。1690年に、ヴァージニアのヨーク・カウンティの両親は、年季奉公に出した息子に、親方が洋服屋になるための指導をせず、百姓として農作業をさせ、また読み書きも教えないとして訴えている。^(注6)

しかしながら、こうした制度も実際には極めて稀な例であり、全体として南部においては教育は個人的に行なわれ、教会もニューイングランドのピューリタンほど宗教的普及に熱心ではなかった。もちろん市民政府も、教育に関する権限はほとんど持たず、もっぱら補充的な役割を果すのみという、消極的な立場に終始していたのである。

【II】 ジェファースンの『一般的知識普及法案』

ヴァージニア州における公立学校制度の成立を論議することにおいて、まず最初に取り上げられなければならないことは、1779年にジェファースン (Thomas Jefferson) によって提案された『一般的知識普及法案』(“Bill for the More General Diffusion of Knowledge”) であろう。バッツ (R. F. Butts) はこの法案を、教育思想史上、境界標としての地位を占めている、と評している。^(注7)

ジェファースンは、「社会全体に奉仕することを目標とする公立学校は、政府の指揮下におかれ、宗教的、宗派的あるいは私的統制から分離されなければならない。」といい、また「教育はこのように公的な統制のもとにあるべき」で、この状態は「最低の水準から最高水準に及ぶまで拡大して、州立大学を頂点にした、小学校中学校を包括する体系にしなければならない。」としている。^(注8) 彼のこのような公教育論は、当時としては極めて優れた先見性を持っていると評価される。彼以外にも教育の公的な統制を主張した人もいたが、ジェファースンのように、公教育の全体系を完全に統制する必要性を主張してはなかった。彼のこの完全性は、ヴァージニア州の法律の全体系を改訂して、独自の共和州と民主的社會様式に必要な線にまで法律を整備すること、それによって貴族の特権と階級差別に基づいた植民地社會の政治的・経済的、社会的公正を排除するという、彼の総括的関心の一部でもあった。^(注9)

その実現のためにも、一般大衆が教育によって知識を持つことは必要であり、それによって市民としての自然的な権利を獲得し、同時に圧政を防ぎうる力をつけることが自由社會の形成維持に貢献できると考え、ジェファースンは、「有能な人々が富や社会的身分に関係なしに、自由で平等な教育の機会を持つ場合にのみ、賢明な法律が制定され運用されるであろう。それ故、すべての子どもたちは公費で教育を受ける機会が与えられるべきである。」^(注10) といっている。

ジェファースンによって提案された「一般的知識普及法案」は、文字どおり知識を一般大衆に普及させるために、州内のすべての子どもたちに基礎的な初等教育を与え、優秀な子どもは中等学校を経て大学にまで進学させる機会を与えるという、無月謝の公立学校制度を提案している。特に初等学校は、5

～6マイル四方の地区ごとに建設し、読み書き算術を教え、無料で3年間の初等教育を受けるというものであった。そのため、教師の給与ならびに宿舍と賄代は、区の住民に課された公金によって支払う、としている。

しかしながら、ジェファーソンの起草により提案されたこの教育法案は、1779年のヴァージニア州議会を通過しなかった。彼の理想と、ヴァージニアの現実とのギャップはあまりにも大きく、租税維持制度に対してかなり強い抵抗があった。特に土地所有者・農園主は、初等教育のために租税を支払うことに不本意であり、自分の子弟を貧民の子どもと机を並べて勉強させることに対し憎悪の念さえ抱いていた。彼らは英国の上流社会のやり方が常に頭にあり、家庭教師を雇って自らの家で初等教育を与えており、従って公立の小学校など全く眼中になかったのである。

1796年、ジェファーソンは、再び前回の法案を提出した。彼の熱心な努力により、採択はされたが、実施の段階において財政上の理由で阻止されてしまった。卓越した指導者であるジェファーソンの面目を一応保ったものの、実質的には拒否の形になったのであるが、これからしても、当時の南部の人々、とりわけ富と権力を掌握していた人々の意識が、公的目的のための課税に対して、拒絶反応のごとく受け入れ難い姿勢を持っていたかを伺い知ることができる。

【Ⅱ】 1810年法と教育基金

上述のように、ジェファーソンの進歩的な公教育構想も、ヴァージニアという地域性とのあまりに深く広いギャップによって、実現はされなかった。しかし、特に北東部のニューイングランド地方における公教育整備の進展に刺激されて、南部においても徐々にではあるが、教育が市民の間でも話題になり始めた。特に1800年代になってから、public school、free school、education という文字が、州議会議事録に頻繁に表わされていることがそれを物語っている。^(注11) しかしながら、公立学校設立の議案は表面化していない。幾つかの小さな町では、学校を維持するために直接財産税を課したが、これらの強制に対し厳しい異議を喚起する結果になり、取り下げざるを得なくなっている。^(注12) しかし反面、わずかではあったが、一部の進歩的な人々の間に教育への要求が次第に高まり、初等教育段階に限らず、アカデミー、あるいは高等教育にもその兆しが見え始めていたことも事実であった。

こうした教育への関心の高まりによって、1810年2月、一つの法律が制定された。この法律は、没収した地所及び資金などを、学問の奨励に充当すること、それによって教育基金を設立することを規定している。これより先の1802年に、州と教会との Separation Act が州議会において承認された。これにより州内の国教会牧師の2/3以上が逃亡したため、国教会の教会付属地や財産及び罰金などを、教育促進のための基金とすることが決定された。^(注13)

1810年法によると、この教育基金は「州議会が教育の奨励に最も適当であると判断することに分配され、充当されるべき」であり、「すべての郡に保持され、郡内の学校にあてがい」、その使用については、「議会が指示し、命令する規定に従わなければならない」ことを規定している。^(注14) この教育基金の出費に関する指示は、翌1811年2月に通過した『貧民に教育を与える法』(“An Act to Provide for the Education of the Poor”)に編入され、その資金を管理するために、「十分な資金がすべての郡内の貧民学校に与えられているかどうか」を検討するため、知事をその長とし、副知事、収入役、教務長官、最高裁判所長官によって構成される教育基金の理事会が組織され、州内各郡にその代理機関が設

立されるに至った。

しかしながら、1810年に創設された教育基金の総額は、わずか約5万ドルにすぎず、法に託う理念を実現するには不十分であった。1816年、州議会下院の財務委員会議長であったマーサー（C. F. Mercer）の提案により、州が独立戦争時に連邦政府に貸付けた約40万ドルの償還金と、対英戦争（1812年）の際の貸付金の返済額を加える法案が通過した。これによって教育基金は約100万ドルに達する運びとなり、効力を発するまでの規模になった。^(注15) このことから、州議会内において教育に対する理解が広まっていることがわかる。更に1817年、『初等学校、アカデミー、カレッジ、総合大学の設立のための法案』が提出された。この法案は、これらの学校教育を管理する機関として『公教育委員会』（“Board of Public Instruction”）を設置することを提案している点において注目に値するものである。それによると、この委員会は「社会のすべての階級の青少年に簡単な知識を普及するための初等学校」（傍点筆者）を設けることを検討することを指示されていた。しかしこの法案は結局のところ、上院で否決されてしまった。その代りに成立した1818年法によると、授業料、書籍及び教材の代金の収入で『貧民教育』を行なうという内容に変更されていた。^(注16)

このように『慈善』の伝統を『集団』の伝統へ変革する努力は、相変わらず厚い壁に囲まれ、公共の基金は、全ての階級の子どものためではなく、貧民の子どものためのみに用いられたのである。

一般的に、米国における公教育が形成された過程において、教育の公共性を遂行するためにも、いわゆる複線型の学校体系を改め、単線型にすることは、絶対に必要なことであった。マサチューセッツ州を中心とするニューイングランド地方において、早くから公教育が発展したのも、教育を『集団的な伝統』のもとに、みんなのもの、共通のものとして考える素地があったからであり、その現れが、Common School（すべてに共通の学校）であった。そしてその実現のために、教育税や教育基金等の設立、学校設置の単位、教員資格、教育内容、教育行政の組織等に関する事項において、きわめて熱心に取り組み、合衆国の中でも最も整備された公教育制度を整備してきた。

これに対し、ヴァージニア州を中心とする南部地方においては、植民地時代からの教会もしくは宗教的慈善団体による教区学校あるいは貧民学校が、独立以後も根強く存続し、州も積極的な関与を行わず、ただ学校設置のための経済的援助を行なうにすぎなかった。しかもその対象はほとんど貧困児童のみに限定されていたのである。しかし、公共基金を特に貧困階級の子弟という一部の限定された者に対してのみ使用するということは、当然疑問を生じるところとなる。一方その対象である貧困階級自身も、必ずしも歓迎されるものではなくなってきた。例えば「子どもを慈善学校に行かせるよりは、むしろ無知のまま放っておく」^(注17) 親が多かったのである。

こうした状況の中で、1818年の貧民学校法の実施及び基金の適用方法に対し、批判が高まった。州知事ワイズ（Henry A. Wise）は、次のように言っている。「実際に貧困児童は、全くあるいはかなりの割合で、この恩恵にあずかっていない。なぜなら貧困に対する羞恥心が、彼らの貧困を指摘するような『慈善』から、彼らを遠ざけているのだ。その恩恵を受けている子どもの大部分の両親は、授業料を払うことのできる人々であった。貧困者は教育基金から追放される。教育基金は、自分で十分に子どもを教育できる人々の単なる補助に使用される。このような多くの実例によると、現在の基金の適用方式は、有効な学校を設定しようとする人々の努力を妨げるような有害な結果をもたらしている。」^(注18)

こうした知事らの努力によって、徐々にではあるが伝統的な貧民学校思想が、近代的公教育思想に変換する徴候を見ることができると言える。それは1829年に、「学区内の全ての白人の子弟に、授業料やその他の

報酬を徴収しないで教育を与える無月謝学校」(傍点筆者)を設立するために、教育基金の一部を使用する法律が成立したことが、それである。これまでのように『貧困児童』に対してではなく、『全ての白人の子弟』ということばが法律化されたことは、南部における公教育制度の成立の第一歩として評価されてよい。もちろん『全て』とはいえ、白人に限られていたことは、完全な公教育体制とはいえないが、少なくとも貧民学校の理念を後退させ、公教育思想の萌芽ともいえる単線型の公立無月謝学校設立への端緒となったといえるであろう。

しかしながら、法文上ではそうであったが、実際には、教育は私的なものであるとする慈善的伝統はなお根強く、相変わらず貧民に対してのみ公共的教育基金が使用されたのである。このことから、ヴァージニア州の人々の教育に対する態度は、マサチューセッツ州のそれとはかなり性格を異にしていることがわかる。

【Ⅱ】 学校許容三法の成立

このように、慈善的伝統の根強かったヴァージニア州においても、1840年前後になると、民衆教育の普及への努力が見られはじめている。1838年、ヴァージニア州知事キャンベル(Campbell)は民衆の就学状況を報告し、学校制度の改革を勧告したが、さらに翌年プロイセンにおける教育体制の例を出しながら、前年の勧告をさらに強調している。このように知事をはじめとする、一部の教育推進派の議員や有識者たちによって、1840年代より各地で、公教育体制を整備し、普及するための集会が開かれ始めた。また新聞や定期刊行物がこれらの論議を報道し、記事としてかなりのスペースを割くようになった。“Richmond Enquire”や“Southern Literary Messenger”などの、当時の知識人のグループが主催する雑誌が、教育について討論する欄を設けて、民主的な教育制度の確立を擁護するようになった。^(注19)

こうした一連の啓蒙運動が、一般大衆の教育に対する関心を一層高めるのに大いに役立ったことは十分考えられるが、興味あることは、これらが先進地である北東部諸州の影響を少なからず得ていたという事実である。それは、南部の教育指導者たちが、マサチューセッツ州の教育長であったホレス・マン(Horace Mann)にたびたび書簡を送って、助言を受けていたことから明らかである。マンへの書簡は、中でもヴァージニア州からのものが最も多かったといわれる。^(注20)

ともかく、こうした様々な努力は、州議会を動かす圧力にまで発展し、その結果ようやく本格的な近代的公教育に関する法律が出現することになった。1846年、マクドウェル知事(McDowell)の指揮のもとに成立した『学校許容三法』、即ち無月謝学校の設立を支持すると表明した地区のみに、学校の設置を許可するという形式の法律がそれである。

その第一の法律は、『現在の初等学校制度を改善する法』であった。それは、学校理事による郡委員会の設立を義務づけ、その委員会に、生徒の出席状況や財政状態を監査する権限を与えるという、いわば教育の管理システムを組織化し、明確にするための法律であった。また、選挙人の1/4以上の賛成があれば、無月謝の学区学校を設立を許可することができること、もし、2/3の賛成が得られれば、学校を維持するための税を確立することができる、という条項も含んでいた。

第二の法律は『学区内の公立学校制度を確立するための法』であるが、この法律を採用するかどうかは郡の自由裁量に任されていた。この規定を採用する郡は、「それぞれの学区に住む白人の男女の児童は、無料で授業を受けることができる」としていた。

第三の法律は、第一、第二のそれよりも約40日前に成立した特別法である。それによると、選挙人が、税によって学校を維持することを肯定した郡に関してのみ、第一と第二の法律の適用を許可することを規定している。この学校許容三法は、形の上では従来の貧民学校制度から公立無月謝学校への移行を示唆する画期的なものであったが、前述のように、支持する者に賛成の投票をした地区のみに運用するという形式の法律であったので、結果的には、1860年の学校報告書によると、三つの郡のみが採用しているにすぎないという状態であった。^(注21)

1846年のこれらの法律は、ヴァージニア州が南北戦争までになした公立学校制度確立のための最後の重要な試みであった。にもかかわらず、それが実現に至らなかったのは、教育に対する伝統的な思想が根強く残存していたことを証明するものである。

【おわりに】

以上見てきたように、ヴァージニア州における公教育制度の成立は、南北戦争までの期間においては、幾つかのそれらしい動きはあったものの、北東部地域においてみられたような成果はあげられなかった。ヴァージニア州やその他の南部において、本格的な公教育制度の法律が成立し、具現化するのには、南北戦争によって、南部の英国的貴族社会の形態が崩壊し、北部の集団的伝統、即ち教育の公共性の思想が流入してからである。

米国における公教育制度の形成過程を論議する場合、このヴァージニア州でみられたような慈善的伝統による影響を検討することは、決して無意味ではないと考える。なぜなら、アメリカ合衆国は文字通り複合的な様相を持ち、建国以来数多くの相反する観念が複雑に葛藤していた。

特に教育の問題においては、民衆教育かエリート教育か、パブリックかプライベートか、州による管理か、各地方か、それとも教会による管理か、などの多くの問題が、18世紀後半から19世紀後半にかけて、しばしば論議された。これらのうち多くの問題が1850年以後においても解決されなかったが、しかし、このような諸観念の衝突によって、新しい体制の教育思想や実践が形成されたことは事実である。

この意味においても、集団的伝統と慈善的伝統の葛藤は、米国における公教育体制の形成過程において、看過できない問題であると言えよう。

【注および引用・参考文献】

- 注1 L. A. Cremin ; The American Common School, 1965, p. 98.
- 注2 R. F. Butts & L. A. Cremin ; A History of Education in American Culture, 1955, p. 39.
- 注3 L. A. Cremin ; Ibid, p. 102.
- 注4 W. A. Maddox ; The Free School Idea in Virginia Before the Civil War, 1918, p. 40.
- 注5 Butts & Cremin ; Ibid, p. 105.
- 注6 Butts & Cremin ; Ibid, p. 117.
- 注7 Butts & Cremin ; Ibid, p. 94.
- 注8 E. P. Cubberley ; Readings in Public Education in the U. S., 1934, p. 106.
- 注9 Butts & Cremin ; Ibid, p. 94.

- 註10 E. P. Cubberley ; Ibid, p. 107.
- 註11 L. A. Cremin ; Ibid, p. 110.
- 註12 L. A. Cremin ; Ibid, p. 110.
- 註13 W. A. Maddox ; Ibid, p. 43.
- 註14 A. E. Meyer ; An Educational History of the American People, 1957, p. 210.
- 註15 W. A. Maddox ; Ibid, p. 63.
- 註16 L. A. Cremin ; Ibid, p. 114.
- 註17 E. P. Cubberley ; Public Education in the United States, 1934, p. 189.
- 註18 E. P. Cubberley ; Ibid, p. 410.
- 註19 A. E. Meyer ; Ibid, p. 133.
- 註20 E. W. Knight ; Readings in American Educational History, 1965, p. 157.
- 註21 L. A. Cremin ; Ibid, p. 118.